

vol.5『個人事業者に戻りました』

こんにちは、税理士の松谷泰子です。
光陰矢の如し、早いもので、私が税務職員を辞めて税理士となってから3年が経ちました。名古屋中青色申告会の会員になってからも、3年が経とうとしています。(年齢を重ねると、時の経過が早く感じられることを、「ジャンーの法則」というらしいですよ。)

歳月人を待たず、過ぎた時間は取り戻すことはできませんので、たゆまず事業に励んでいかなくてはと思います。

税理士としての新たなスタート

前回のコラムまでは、税理士法人の社員税理士でしたが、令和6年6月に退任しました。

そして、令和6年7月1日からは、個人事業者の税理士として新たなスタートを切りました。

「松谷泰子税理士事務所」です。

よろしくお願いいたします。

税理士事務所の名称

ここで、「なんで税理士はみんな、事務所の名称にフルネームを出したがるんだろう？」と疑問に思いませんか。

それはですね、税理士法に規定があるからなのです。税理士は、税理士業務を行う

ための事務所を設けなければならない、その事務所は、税理士事務所と称する(税理士法第40条)とされているからなのです。

そして、「(氏名)税理士事務所」か、「税理士(氏名)事務所」のどちらかを選ぶしかないのです。

私の選択肢は、次の二つでした。

「松谷泰子税理士事務所」

「税理士松谷泰子事務所」

迷いながらも、「松谷泰子税理士事務所」にしました。これは、好みの問題ですね。

皆さんからしたら、どっちも一緒ですよなぁ。というか、どっちでもいいわ!!、と突っ込まれそうです(笑)。

(宣伝)

個人事業となりましたので、税理士として今までよりも小回りが利きますし、より一層、親切丁寧、明るく、楽しく、さわやかにお付き合いをしていきたいです。

国税出身の強みを活かし、税務も会計も、経営もしっかりとサポートいたします。

なにとぞよろしくお願いいたします。



DATA

松谷泰子税理士事務所
松谷 泰子 (まつたに やすこ)
〒462-0837
名古屋市北区大杉三丁目8番1号
電話：052-913-9250



Amazon



Rakuten
ブックス

